

特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見聴取について

1. 意見聴取概要

平成29年10月及び11月に開設予定(千葉県による設置認可が前提)の下記2施設について、特定教育・保育施設の利用定員を定めるため、子ども・子育て支援法第31条第2項の規定により、市川市子ども・子育て会議の審議に附すものである。

2. 審議対象施設について

- (1) (仮称) そらまめ保育園市川駅前
- (2) (仮称) ミルキーホーム東菅野園

3. 審議対象施設の概要

(1) (仮称) そらまめ保育園市川駅前

- ① 施設名 (仮称) そらまめ保育園市川駅前
- ② 施設所在地 市川市市川南1丁目9番
(JR総武線市川駅 徒歩2分)



- ③ 教育・保育提供区域 中部区域 (市川駅南地区)
- ④ 開設予定年月日 平成29年10月1日
- ⑤ 設置・運営者 株式会社ブルーム (習志野市谷津7-7-1)
- ⑥ 代表者職・氏名 代表取締役 山崎 厚子
- ⑦ 既存運営施設
 保育所：2施設
 小規模保育事業所：1施設
 認可外保育施設等：4施設

⑧ 認可定員

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
9名	24名	24名	20名			77名

※平成 30 年 4 月 1 日に 0 歳の定員を 21 名、3 歳及び 4 歳の定員を 31 名、5 歳の定員を 37 名に設定し、合計の認可定員を 168 名とする計画である。

⑨ 施設の状況

鉄骨造 4 階建 (保育所設置階：1～4 階)

園舎内設備		面積	必要面積	室数	備考
2 歳未満児	乳児室	69.70 m ²	69.30 m ²	1	必要面積は 0 歳 21 名で計算
	ほふく室	81.26 m ²	79.20 m ²	1	
2 歳以上児保育室		245.00 m ²	243.54 m ²	4	必要面積は 2 歳以上 123 人で計算
遊戯室		—	—		
児童用便所		44.54 m ²	—	4	便器数：大 12 個・小 8 個
医務室		7.32 m ²	—	1	
調理室		36.43 m ²	—	1	
その他		578.82 m ²	—		
合計		1063.07 m ²	—		

※屋外遊戯場：すずらん公園 1,632 m² (必要面積：405.9 m²)

⑩ 職員構成(見込)

施設長：1 名 主任保育士：1 名 保育士：15 名

調理員：2 名 (栄養士 1 名含む)

その他：1 名

合計 20 名

※県基準にもとづく必要職員数

保育士：15 名 調理員：-名 (調理業務は外部委託を予定)

(2) (仮称) ミルキーホーム東菅野園

① 施設名

(仮称) ミルキーホーム東菅野園

② 施設所在地

市川市東菅野 2-1 4 1 2-1

(京成線八幡駅 徒歩 19 分)



- ③ 教育・保育提供区域 中部区域（八幡地区）
 ④ 開設予定年月日 平成 29 年 11 月 1 日
 ⑤ 設置・運営者 株式会社サニースタッフ（柏市増尾台 3-6-41）
 ⑥ 代表者職・氏名 代表取締役 岡崎 玲子
 ⑦ 既存運営施設 保育所：1 施設
 認可外保育施設：6 施設

⑧ 認可定員

0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
6 名	10 名	11 名	11 名			38 名

※ 平成 30 年 4 月 1 日に 4 歳及び 5 歳の定員を 11 名に設定し、合計の認可定員を 60 名とする計画である。

⑨ 施設の状況

鉄骨造 2 階建（保育所設置階：1、2 階）

園舎内設備		面積	必要面積	室数	備考
2 歳 未満児	乳児室	25.51 m ²	19.80 m ²	1	
	ほふく室	34.78 m ²	33.00 m ²	1	
2 歳以上児保育室		114.99 m ²	87.12 m ²	3	必要面積は 2 歳以上 44 人で計算
遊戯室		—	—		
児童用便所		44.26 m ²	—	4	便器数：大 9 個・小 7 個
医務室		—	—		事務室に含む
調理室		19.75 m ²	—	1	
その他		160.77 m ²	—		
合計		400.06 m ²	—		

※屋外遊戯場：カイドウ公園 196 m²（必要面積：145.2 m²）

- ⑩ 職員構成（見込） 施設長：1 名 主任保育士：1 名 保育士：14 名
 調理員：4 名 事務員：1 名 合計 21 名
 ※県基準にもとづく必要職員数
 保育士：9 名 調理員：1 名

4. 利用定員の設定案

(1) (仮称) そらまめ保育園市川駅前

	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
認可定員	9 名	24 名	24 名	20 名			77 名
利用定員(案)	9 名	24 名	24 名	20 名			77 名

- ① 利用定員は、原則として認可定員と同数にすることとされている。
 ② 市川市子ども・子育て支援事業計画上は、いずれの認定区分においても、審議対象施設の認可定員と同数を利用定員として設定しても区域全体の利用定員数が過剰になることはないため(後述 5 参照)、認可定員と同数の利用定員を設定するもので

ある。

(2) (仮称) ミルキーホーム東菅野園

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
認可定員	6名	10名	11名	11名			38名
利用定員(案)	6名	10名	11名	11名			38名

- ① 利用定員は、原則として認可定員と同数にすることとされている。
- ② 市川市子ども・子育て支援事業計画上は、いずれの認定区分においても、審議対象施設の認可定員と同数を利用定員として設定しても区域全体の利用定員数が過剰になることはないため(後述5参照)、認可定員と同数の利用定員を設定するものである。

5. 市川市子ども・子育て支援事業計画における需給予測(平成32年4月1日)との比較

教育・保育提供区域：中部区域

		3号認定 (0歳)	3号認定 (1,2歳)	2号認定 (3歳以上)
必要な利用定員(量の見込み) a		443人	1,433人	1,720人
事業計画上の利用定員(確保方策) b		444人	1,466人	2,188人
利用定員 確保済	特定教育・保育施設 c	285人	1,019人	1,940人
	特定地域型保育施設 d	16人	60人	—
	合計 c+d=e	301人	1,079人	1,940人
確保すべき利用定員 b-e=f		143人	387人	248人
審議対象施設の利用定員(案) g		15人	69人	31人
今後確保すべき利用定員 f-g=h		128人	318人	217人

6. 平成29年6月1日現在の申請児童数との比較

教育・保育提供区域：中部区域

		3号認定 (0歳)	3号認定 (1,2歳)	2号認定 (3歳以上)
申請児童数 p		172人	417人	31人
審議対象施設の利用定員(案) q		15人	69人	31人
差引 p-q=r		157人	348人	0人

認可定員と利用定員について

1 認可定員とは

教育・保育施設の設置に当たり、千葉県が定める条例の基準（当該施設の面積、職員配置等）の範囲内で、当該施設の定員として認可された人数をいう。

※ 認可定員は、児童福祉法第35条第4項及び第45条の規定により算出された年齢別の人数

2 利用定員とは

市長は、子ども・子育て支援法における給付費（委託費）を支払う対象となる教育・保育施設の確認を行うこととされており、当該確認の際に定める当該施設の人数をいう。

※ 利用定員は、子ども・子育て支援法第31条第1項に基づき定める

3 認可定員と利用定員の違い

認可定員は、千葉県が定める条例の基準に適合するものであって、千葉県が定めるもの。

利用定員は、認可定員を超えない範囲で市町村が定めるもの。